

【判断基準】 ①古紙配合率に係る判断基準については、当面の間、適用しない。
ただし、できるだけ環境への負荷の少ない用紙(原材料として「古紙パルプ」と「環境に配慮したバージンパルプ」の使用比率の合計が高い製品)を使用すること。

②非塗工紙は、白色度70%程度以下であること。

③塗工紙は塗工量が両面で30g/m²以下であること。④再生利用しにくい加工が施されていないこと。

⑤オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤(動植物油系などの溶剤を含む)のみを用いる印刷用インキを使用していること。

【配慮事項】 ①表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用を制御していること。

②古紙再生の阻害要因となる物質の使用を制御していること。